

別添 13

## M S C B 等の発行に係る適時開示実務上の取扱いの一部見直しについて

平成 19 年 10 月 31 日

今般、当取引所では、投資者保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、企業行動に対して適切な対応をとることを求められており、有価証券上場規程において企業行動規範が制定することといたしました（平成 19 年 11 月 1 日施行）。

この企業行動規範において、上場会社は、M S C B 等を発行する場合には、流通市場への影響及び株主の権利に配慮することが義務付けられるとともに、M S C B 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられることとなりました。今般の M S C B 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられたことに伴い、M S C B 等の発行に係る適時開示実務上の取扱いについて所要の見直しを行うことといたしました。

見直し後の取扱いについては、次頁以降に掲げる資料をご確認ください。

M S C B 等を発行する場合の企業行動規範上の尊重事項については、「別添 3 - 資料 2 M S C B 等の発行に係る実務上の留意事項について」をご参照ください。また、M S C B 等の転換又は行使の状況に関する適時開示については、「M S C B 等の転換又は行使の状況に関する適時開示実務上の取扱いについて」をご参照ください。

文中、下線を付した箇所が見直し箇所となります。なお、それ以外にも法改正・規則改正に伴う条文番号の修正、文言修正等を行っています。

## M S C B 等の発行に係る募集を行うことを決定した場合

上場会社が M S C B 等<sup>1</sup> の発行に係る募集を行うことを決定した場合は、以下に掲げる所定の開示事項について当該事実の内容を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、当該事実の内容を投資者が適切に理解・判断するために重要な事項も記載してください。

開示にあたっては、以下の点に十分に留意してください。

- ( 1 ) 開示の時期が適切か否か。
- ( 2 ) 開示資料の内容が虚偽でないかどうか。
- ( 3 ) 開示資料に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか。
- ( 4 ) 開示資料が投資判断上誤解を生じせしめるものでないかどうか。
- ( 5 ) その他開示の適正性に欠けていないかどうか。

<sup>1</sup> 行使価額が 6 か月間に 1 回を超える頻度で修正される条項（可能性のあるものを含む。）が付された第三者割当（株主割当以外の方法その他 5 0 名に満たない者を相手方とする募集により割り当ててをいう。）により発行される新株予約権、新株予約権付社債及び取得請求権付株式（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株式の発行者が発行する上場株式であるものに限る。）をいいます。

開示事項	開示・記載上の注意
開示資料の表題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る募集であることが判別できる表題としてください。</li> <li>・ 新株予約権付社債については題末に（ M S C B の発行） また、新株予約権については題末に（ M S ワラントの発行）と記載してください。</li> <li>・ なお、これに代えて、題末に「（ 転換価額修正条項付）」又は「（ 行使価額修正条項付）」と記載する、あるいは、「転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行」又は「行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行」のように表題の文中に転換価額等の修正条項が設けられている旨を記載することでも構いません。</li> </ul>
1. 募集の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集の目的について、わかりやすく具体的に記載してください。</li> <li>・ 特に、M S C B 等による資金調達を選択することとした理由について、当該 M S C B 等の商品性に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ ）具体的には、次の点に関する自社の考えを含めて記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性</li> <li>・ 株式の希薄化による株主に対する影響</li> <li>・ 既存株主にとってのメリット及びデメリット（ M S C B 等以外の方法（公募、第三者割当増資 等）による資金調達方法との比較を含む。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
2. 調達する資金の額及び使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達する資金について、額（差引手取概算額）並びに具体的な使途及び支出予定時期をわかりやすく具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ ）資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>また、後日、資金使途又は支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要になります。</li> </ul> </li> <li>（ ）資金使途が M &amp; A（企業買収、資本提携等をいう。）である場合には、M &amp; A の実施に伴う将来の事業構想（ M &amp; A を予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及び M &amp; A に資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）を記載するようにしてください。</li> </ul> </li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> <li>併せて、調達する資金使途の合理性に関する考え方を記載してください。 調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望めます。既存株主の保護の観点から、株式の希薄化を補うだけの1株あたりの利益の向上が図られるものであることが望めます。</li> </ul>
3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載してください。</li> <li>また、最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）募集時の発行済株式数、募集時の潜在株式数、行使状況、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載してください。）を記載してください。 （ ）今回の募集に係るM S C B等についても記載してください（当該M S C B等については転換価額（行使価額）の上限値及び下限値における潜在株式数も記載すること。）</li> <li>最近の3決算期末における株価及び直近3か月の株価の推移についても記載してください。</li> </ul>
4. 募集後の大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>見込みを記載してください。 今回の募集分について長期保有を約している場合には、今回の潜在株式数を反映してください。なお、長期保有を約していない場合は、募集後の欄を削除してください。</li> </ul>
5. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集による上場会社の経営、事業、設備等の見通しや今後の展望を記載してください。</li> <li>併せて、募集による業績への影響について、わかりやすく具体的に記載してください。 連結及び単体の双方について、記載するようにしてください。</li> </ul>
6. 発行条件等の合理性	
(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行価額、行使価額（修正条項を含む。）行使期間その他の発行条件が合理的であると判断した根拠について、考慮した主要要素を含めて、わかりやすく具体的に記載してください。 行使価額の修正条項等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」（平成4年6月12日制定）を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、買受人が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、買受人が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望めます。なお、M S C B等の条件決定にあたって、修正後の行使価額が時価の90%相当額を下回る設定をするような場合には、株式の希薄化又は流通市場への影響が大きいものと一般的に考えられますので、この点について十分にご留意いただくことが必要です。</li> </ul>
(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>M S C B等の発行数量及び行使された場合に生じる株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠について、考慮した主要要素を含めて、わかりやすく具体的に記載してください。 行使対象株式が、行使可能期間において急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、発行しようとするM S C B等の数量及び行使された場合に生じる株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであることが求められます。 M S C B等の新株予約権等の行使により交付され得る株式数の発行済株式数に占める割合が相当程度高い場合は、株式の希薄化又は流通市場への影響が大きいと一般的に考えられます。この場合には、合理的な事業計画が策定され、中期的に株主価値が向上すると見込まれるなど既存株</li> </ul>

開示事項	開示・記載上の注意
	主にとってのメリットについて説明が行えるものであるかについて十分にご留意いただくことが必要です。
7. 割当先の選定理由等	割当先が複数ある場合は、それぞれの割当数量を記載したうえでそれぞれ同一の開示事項について記載してください。 割当先がファンドの場合には、その他の注意事項を参照してください。
(1) 割当先の概要	
商号	
事業内容	
設立年月日	
本店所在地	
代表者の役職・氏名	
資本金	
発行済株式数	
純資産	
総資産	
決算期	
従業員数	
主要取引先	
大株主及び持株比率	
主要取引銀行	
上場会社と割当先の関係等	
a 資本関係	・最近日における当事会社間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
b 人的関係	・最近日における当事会社間の役員若しくは従業員の派遣又は出向の状況を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
c 取引関係	・最近に終了した事業年度における当事会社間の取引について概要を記載してください。該当がない場合は、その旨を記載してください。
d 関連当事者への該当状況	・最近に終了した事業年度の末日において、相手会社が上場会社の関連当事者（1）に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載してください（2）。 なお、最近に終了した事業年度の末日以降に重要な変更があった場合には、その内容を記載してください。 （1）関連当事者とは、連結財務諸表規則第2条第7号に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等規則第8条第16項に定める関連当事者をいいます。 （2）関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載してください。
最近3年間の業績	・最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載してください。
(2) 割当先を選定した理由	・割当先を選定するに至った経緯を含め、割当先を選定した理由について、わかりやすく具体的に記載してください。 ・証券会社による買受け又は斡旋である場合には、その旨及びその証券会社の名称を記載してください。
(3) 割当先の保有方針及び転換（行使）制限措置	・割当先の保有方針について可能な範囲で記載してください。 ・有価証券上場規程第435条第2項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、上場会社は、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講ずる義務があります。 ・有価証券上場規程第435条第2項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき上場会社がMSCB等を発行する場合において義務付けられているMSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じている旨を記載してください。なお、有価証券上場規程第435条第3項、同施行規則第6項の定めに基づき当該義務が適用除外となる場合にはその旨を記載してください。 （例） 「当社と割当先である 投資事業組合は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第435条第2項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づきMSCB等の買受人による転換又は

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>行使を制限するよう措置を講じています。」  「本M S C Bについては、割当先との業務提携及び資本提携のために発行するものであり、割当先は取得後1年間保有を継続し、株券に転換しないことを確約しています。また、割当先は、継続保有期間において、当社株券等に係る株券等貸借取引及び店頭デリバティブ取引を行わないことを確約しています。このため、当社と割当先である 投資事業組合は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第435条第3項の定めに基づき、割当先による株券への転換を制限する措置を講じていません。」  発行時点において当該措置を講じていない場合には、有価証券上場規程違反となるおそれがありますので十分に注意してください。</p>
(4) 株券貸借に関する契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社役員、役員関係者及び大株主と割当先との間における、自社株券の貸借に関する契約・合意等がある場合又は契約・合意等を行う予定がある場合には、契約・合意の内容について可能な範囲で記載してください。</li> </ul>
(発行要領)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示資料の別添資料として、発行要領を添付してください。</li> <li>・ M S C B 等に係る譲渡制限及び行使数量制限の内容について記載してください。</li> <li>・ 株式発行に係る募集の場合、(1) 発行新株式数、(2) 発行価額、(3) 発行価額の総額、(4) 資本組入額、(5) 募集又は割当方法、(6) 申込期間、(7) 払込期日、(8) 新株券交付日、(9) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行株式に関する内容を必要に応じて記載してください。</li> <li>・ 新株予約権発行に係る募集の場合、(1) 新株予約権の名称及び数、(2) 目的となる株式の種類及び数、(3) 発行価額、(4) 割当日、(5) 払込期日、(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額、(7) 行使価額、(8) 新株予約権の内容、(9) 募集又は割当方法、(10) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行新株予約権に関する内容を必要に応じて記載してください。</li> <li>・ 新株予約権付社債発行に係る募集の場合、(1) 社債の名称、(2) 新株予約権の総数、(3) 社債及び新株予約権の発行価額、(4) 割当日、(5) 払込期日、(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額、(7) 行使価額又は転換価額、(8) 新株予約権の内容、(9) 社債の内容、(10) 募集又は割当方法、(11) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行新株予約権付社債に関する内容を必要に応じて記載してください。</li> <li>・ 種類株式の発行に係る募集の場合、(1) 当該種類株式の名称及び内容、(2) 単元株式数、(3) 発行新株式数、(4) 発行価額、(5) 発行価額の総額、(6) 資本組入額、(7) 申込期間、(8) 払込期日、(9) 募集又は割当方法、(10) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行種類株式に関する内容を必要に応じて記載してください。</li> </ul>

## 開示上の注意事項

### 事前相談について

上場会社がM S C B等の発行に係る募集を行うことを決定した場合には、原則として公表予定日の1週間程度前までに、東証担当者まで事前相談を行うようにしてください。

## その他の注意事項

### 割当先がファンドである場合の開示事項

上場会社が、M S C B等の発行に係る募集を行うことを決定する場合又は第三者割当によ

る株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集を行うことを決定する場合において、割当先がファンドである場合には、割当先の概要として、ファンドの名称、設立根拠等（投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業組合、民法に基づく任意組合、会社法に基づく匿名組合、海外法（国名・法律名を含む。）に基づくL P Sの別等）、ファンドの所在地、業務執行組合員（General Partner）の名称及び所在地、出資金の総額、上場会社と割当先の関係等（上場会社（役員・役員関係者・大株主を含む。）と割当先の間の出資の状況、上場会社と業務執行組合員の人的関係・資本関係・取引関係等の関係をいう。）を可能な範囲で記載してください。